



鳥取縣公報

昭和十六年九月三十日
第千二百七十二號

火曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5列

縣令

◇鳥取縣令第五十一號

醫療保護法施行細則左ノ通定ム

昭和十六年九月三十日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

醫療保護法施行細則

- 第一條 醫療又ハ助産ヲ受ケントスル者市町村長ニ對シ醫療券ノ交付ヲ申請セントスルトキハ方面委員ヲ經テ之ヲ爲スベシ市町村長醫療券ヲ交付セントスルトキ亦同ジ
- 第二條 市町村長ハ醫療券ヲ交付シタルトキ、醫療保護法施行規則第二十一條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ事業者若ハ方面委員ヨリ被保護者ノ醫療若ハ助産ノ狀況ノ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ都度直ニ醫療保護臺帳ヲ整理スベシ
- 第三條 被保護者他ノ市町村ニ移轉シタルトキハ市町村長ハ醫療保護臺帳ノ謄本ヲ添ヘ移轉地ノ市町村長ニ通知スベシ
- 第四條 市町村長ハ様式第一號ニ依ル醫療券受拂簿ヲ作成シ醫療券ノ受拂ヲ明カニスベシ
- 第五條 事業者市町村長ニ醫療券ヲ送達セントスルトキハ三月分毎ニ分割シテ之ヲ爲スベシ
- 第六條 市町村長ハ毎年六月、九月、十二月及三月ノ末日ヲ期トシ醫療券ノ交付狀況ヲ各事業者毎ニ取纏メ翌月十日迄ニ様式第二號

ニ依リ知事ニ報告スベシ

第七條 事業者ハ毎年一月末日迄ニ翌年度ニ於ケル醫療券ノ發行見込數ヲ知事ニ報告スベシ
第八條 市町村長ハ毎年一月末日迄ニ翌年度ニ於ケル醫療券ノ所要見込數ヲ知事ニ報告スベシ

第九條 知事醫療券ハ助産ノ爲醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ産婆ヲ指定シタルトキハ之ヲ告示ス

第十條 醫療ノ爲支出スル費用ハ別表第一ニ依リ一點單價ヲ十四錢トシテ計算スルモノトス

第十一條 齒科醫療ノ爲支出スル費用ハ別表第二ニ依リ一點單價ヲ七錢トシテ計算スルモノトス

第十二條 處置、手術其ノ他ノ治療ハ急迫ノ場合其ノ他事業者ニ於テ必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用ハ一回十圓ヲ以テ限度トス

以テ限度トス

第十三條 助産ノ爲支出スル費用ハ一人ニ付一回七圓トス但シ收容助産ノ場合ニ於テ入院料ノ外分娩料トシテ支出スル費用ハ一人ニ付一回三圓五十錢トス

付一回三圓五十錢トス

第十四條 看護ノ爲支出スル費用ハ看護人一人ニ付一日一圓八十錢以内トス

第十五條 入院料ハ一人ニ付一日一圓五十錢トス但シ賄ヲ含ム

第十六條 醫師又ハ齒科醫師ノ交付スル處方箋ハ様式第三號ニ依ルベシ

第十七條 藥劑師ニ付調劑ヲ受ケル場合ニ於テ支出スル費用ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第十八條 事業者第十二條乃至第十五條ニ規定スル費用ノ額ニ依リ難キ特別ノ事情アル場合ニ於テハ知事ノ認可ヲ受ケ其ノ制限ヲ超過シ之ヲ定ムルコトヲ得

過シ之ヲ定ムルコトヲ得

第十九條 醫療保護法施行令第八條第二項ノ規定ニ依リ知事ノ指定セザル醫師、齒科醫師又ハ産婆ニ就キ醫療又ハ助産ヲ受ケタルトキハ直ニ第四號様式ニ依リ申請書ヲ市町村長ニ提出シ其ノ承認ヲ受ケクベシ

第二十條 被保護者第十二條ノ規定ニ依リ費用ヲ超過スル處置、手術其ノ他ノ治療ヲ受ケントスルトキ、看護若ハ移送ヲ受ケントスルトキ又ハ收容醫療、收容助産ヲ受ケントスルトキハ第五號様式ニ依リ申請書ヲ事業者ニ提出シ其ノ承認ヲ受ケクベシ但シ急迫ノ

事情アルトキハ其ノ事情止ミタル後遅滞ナク申請書ヲ提出スベシ

第二十一條 醫療保護法施行令第八條第二項ノ規定ニ依リ醫療券ヲ提示セズシテ醫療又ハ助産ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ理由ヲ具シテ醫療券ノ交付ヲ受ケ之ヲ提示スベシ

第二十二條 事業者ハ法第十一條第一項第二號ニ掲グル者ニシテ醫療費又ハ助産費ノ一部ヲ負擔スルコトヲ得ル者ニ付テハ本人ガ負擔ニ關スル申出ヲ爲シタルトキハ其ノ費用ノ三分ノ一以内ヲ限り之ヲ收納スルコトヲ得

前項ノ一部負擔ノ額ハ三圓ヲ以テ限度トス

第二十三條 事業者醫療保護法施行規則第十五條若ハ第十七條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ヲ爲シ又ハ第十六條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サントスルトキハ事業經營地ノ所轄警察署長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ警察署長ハ調査ノ上意見ヲ具シ速ニ知事ニ進達スベシ

第二十四條 本縣外ニ於テ醫療保護事業ヲ行フ者本縣ニ於テ寄附金ノ募集ヲ爲サントスルトキハ寄附金募集ノ許可申請書並ニ許可指合書ノ寫ヲ添付シテ其ノ旨知事ニ届出ツベシ

第二十五條 戸々ニ付又ハ街頭ニ於テ寄附金ノ募集ニ從事セントスル者ニ對シテハ第六號様式ニ依リ募集従事者證ヲ交付ス

前項ノ方法ニ依リ募集ヲ爲ス者ハ募集従事者證ヲ携帶シ當該官吏又ハ寄附者ノ要求アルトキハ直ニ之ヲ提示スベシ

第二十六條 募集者ハ様式第七號ニ依リ收支明細簿ヲ備付クベシ

第二十七條 市町村方面委員ニ手當其ノ他ノ給與ヲ爲ス場合ニ於テハ豫メ給與額及其ノ支給方法ニ付知事ノ認可ヲ受クベシ

第二十八條 事業者ハ翌年度ノ事業計畫書ヲ様式第八號ニ依リ作成ノ上歳入歳出豫算書ヲ添付シ三月末日迄ニ、事業成績書ヲ様式第九號ニ依リ作成ノ上歳入歳出決算書ヲ添付シ當該年度修了後五月十五日迄ニ知事ニ提出スベシ

第二十九條 本令ノ規定ニ依リ(第二十二條及第二十三條ノ場合ヲ除ク)事業者ガ知事ニ提出スル書類ハ事業經營地ノ市町村長ヲ經由スベシ

裏

調劑月日	月日	月日	月日	月日	月日
調劑數量	圓	圓	圓	圓	圓
藥品原價					
調劑手数料					
容器代					
計					
※審査					
調劑合計金額	金	圓			
一部收納金額	金				
差引請求金額	金				
※支拂決定金額	金				
上記ノ通請求候也					
昭和 年 月 日					
藥劑師 住 所 名					
何 事 業 者 殿					

藥劑師ノ注意事項

- 一 協定事項ハ正確明瞭ニ其都度記入スルコト
- 二 患者ヨリ本處方箋ヲ受取り之ヲ保管シ價キ毎月分ノ請求書ハ之ヲ一括シテ翌月五日迄ニ地方長官ニ提出スルコト
- 三 表面ノ處方箋ト記載シアル欄ノ右ニ(經)ト記入シアル場合ハ所定ノ金額ヲ患者ヨリ收納スルコト
- 四 ※印欄ハ記入セザルコト

様式 第四號

理 由	傷 病 名	醫療券番號	指定外齒科醫師承認申請書	右 申 請 候 也 昭和 年 月 日	被保護者 住所氏名
	醫師齒科醫師 產婆住所氏名		產科醫師 產婆承認申請書	右 承 認 候 也 昭和 年 月 日	何 事 業 者 御 中 事 業 者

様式 第五號ノ一

收 容 (入院) 承認申請書

一回ノ費用十圓ヲ超ユル處
手術 術 承認申請書

醫師 又ハ 産婆 ノ意 見	理由	入院又ハ處置 手術ヲ要スル	費用見積額	傷病名		
				手術ノ種類	入院料	處置料
醫師	初診年月日	入院所要日數	入院料	處置料	手術料	計
又ハ	入院又ハ處置	費用見積額	入院料	處置料	手術料	計
産婆	手術ヲ要スル	費用見積額	入院料	處置料	手術料	計
ノ意	理由	費用見積額	入院料	處置料	手術料	計
見	理由	費用見積額	入院料	處置料	手術料	計
診療所産院所在地 醫師産婆氏名						
右申請候也 昭和 年 月 日						
何事業者御中 右承認候也 昭和 年 月 日						
被保護者 住所氏名						
事業者						
印						

様式 第五號ノ二

醫師 又ハ 産婆 ノ意 見	看護ヲ要スル 日數	移送區間	移送方法	移送年月日	傷病名
醫師	看護ヲ要スル日數	移送區間	移送方法	移送年月日	傷病名
又ハ	看護ヲ要スル日數	移送區間	移送方法	移送年月日	傷病名
産婆	看護ヲ要スル日數	移送區間	移送方法	移送年月日	傷病名
ノ意	看護ヲ要スル日數	移送區間	移送方法	移送年月日	傷病名
見	看護ヲ要スル日數	移送區間	移送方法	移送年月日	傷病名
診療所産院所在地 醫師産婆氏名					
右申請候也 昭和 年 月 日					
何事業者御中 右承認候也 昭和 年 月 日					
被保護者 住所氏名					
事業者					
印					

移看護承認申請書

様式 第六號 寄附金募集従事者證

關係法令抜萃

醫療保護法第二條本法ニ於テ醫療保護事業ト稱スルハ貧困ノタメ生活困難ニシテ醫療費ヲ發行シテ受クルコト能ハザル者ニ對シテ醫療費ヲ發行シテ醫療又ハ助産ヲ受ケル事業ヲ謂フ
 醫療保護法施行規則第十五條事業者醫療保護事業ヲ經營スルハ附帶事業ノ經營ニ必要ナル資金ヲ得ル爲メ施設又ハ附帶事業ノ經營ニ必要ナル資金ヲ得ル項ヲ具シ事業經營地ノ地方長官ノ許可ヲ受ケルベシ
 (以下略)
 醫療保護法施行細則第二十五條戸々ニ付又ハ街頭ニ於テ寄附金ヲ募集セントスル者ニ對シテハ様式前第六號ニ依リ募集従事者證ヲ交付ス
 募集従事者證ヲ携帶シ當該官吏又ハ寄附者ノ要求アルトキハ直ニ之ヲ提示スベシ

(折目)

第 號 昭和 年 月 日交付

醫療保護法施行細則ニ依ル 寄附金 募集 縣 從事者證 印

備考 用紙ノ大イサハ日本標準規格A列七番トシ中央點線ヨリ二ツ折ト爲ス

裏

從事者寫眞

縣 印

(折目)

募集者住所	
募集者氏名	
募集期間	
從事者住所	
從事者氏名	年 月 日生
從事者擔當區域	

様式 第七號

收支明細簿

年 月 日	金 額		寄附者又ハ支拂先住所	同 上 氏 名	備 考
	収入額	支出額			

備 考

一 寄附金ノ收入アリタルトキハ其ノ都度其ノ收入シタル日ノ年月日收入金額及寄附者ノ住所氏名ヲ夫々當該欄ニ記入ノコト
 (街頭募集、匿名寄附) 等寄附者ノ住所氏名ヲ記入シ難キ事由アルトキハ之ヲ記入スルニ及バザルコト
 二 寄附金ノ中ヨリ募集従事者ニ對スル給與其ノ他募集ノ爲ニ要シタル諸雜費ヲ支出シタルトキハ其ノ都度其ノ支出シタル日ノ年月日支出金額及支拂先住所氏名ヲ夫々當該欄ニ記入シ備考欄ニハ其ノ使途ヲ明ニ記載スルコト

様式 第八號ノ一

施設ノ事務費	合 計								
	計	助産	計	助		計	療		計
				經費	無料		經費	無料	
施設ノ事務費									
事務費總額									
醫療保護法關係ノ事務費									
備考									

委員	委員費支給人員		委員費支出額		年度末現在員	備考
	人	圓	人	圓		
委員						
委員費支給人員						
委員費支出額						
年度末現在員						
備考						

備考

- 一本表ハ醫療保護法ニ依ル事業ノ成績ヲ掲グルコト附帶事業ノ成績ハ其ノ成績ヲ説明シタル成績書ヲ別ニ作成シ之ニ添付スルコト
- 「實人員欄」ハ件數ニ依リ各欄共其ノ總數ヲ掲ゲ同一人ニシテ無料券ト經費券トニ依リ醫療ヲ受ケタルモノ又ハ外來(居宅)ト收容(入院)ニ依リ醫療又ハ助産ヲ受ケタルモノハ記載欄ノ順序ニ依リ後欄ニ括弧ヲ附シテ再掲スルコト
- 經費ノ「金額欄」ハ事業者ガ負擔シタル金額ニ被保護者ヨリ收納シタル金額ヲ加ヘタル額ヲ掲グルコト
- 「一部收納金額欄」ハ經費ニ依リ醫療又ハ助産ヲ受ケタル被保護者ヨリ收納シタル金額ヲ掲グルコト
- 看護又ハ移送ニ關スル費用ハ各支出ノ目的ニ依リ夫々當該費目ニ掲グルコト
- 「施設ノ事務費」ハ醫療保護法ニ依ル事業以外ノ事業ヲ兼營スル施設ニ在リテハ被保護者ノ延人員ニ按分シテ計算スルコト
- 「委員欄」ハ市町村タル事業者ニ限り記入スルコト

訓令

鳥取縣訓令甲第二十二號

醫療保護事務取扱手續左ノ通定ム

昭和十六年九月三十日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

市 町 村 長

醫療保護事務取扱手續

第一條 市町村長醫療保護ヲ行ハントストキハ醫療又ハ助産ヲ受クベキ者ノ資産所得ノ程度扶養義務者ノ能力等ヲ調査シタル上決定スルト共ニ保護開始後ニ於テモ常ニ被保護者ノ狀況ニ注意シ保護ヲ廢止又ハ停止スルノ要アルトキハ直ニ之ガ措置ヲ爲スベシ

第二條 醫療保護法施行規則第十八條ニ依ル申請書ハ別記様式第一號ニ依ルベシ

第三條 市町村長醫療保護ノ許可ヲ決定シ又ハ醫療保護ノ廢止、停止若ハ變更ヲ爲サントストキハ方面委員ノ意見ヲ徵スベシ

第四條 方面委員醫療保護法施行規則第二十九條ニ依リ醫療保護

ニ關スル調査報告並意見ヲ具申セントストキハ別記様式第二號ニ依ルベシ

第五條 市町村長方面委員ヲシテ醫療券ノ交付狀況ヲ明カニセシムル爲別記様式第三號ニ依リ醫療券交付簿ヲ備ヘシムベシ

第六條 醫療保護法第二十三條ノ規定ニ依リ醫療又ハ助産ニ要シタル費用ヲ徵收シ又ハ償還ヲ命ズル場合ニ於テハ其ノ納付者ノ資力及生計ノ狀況ヲ充分調査スベシ

第七條 事業者被保護者ノ收容、看護又ハ移送ノ承認ヲ爲スニ當リテハ被保護者概ネ左ニ該當スル場合ニ於テ醫師、齒科醫師又ハ產婆ノ意見ニ從ヒ之ヲ爲スベシ

一 收容

イ 疾病又ハ傷痍重篤ナルトキ

ロ 醫療又ハ助産ノ爲一定ノ設備ヲ要スルトキ

ハ 病狀重篤ニシテ醫師又ハ看護婦等ガ常ニ監視セザレバ適當ナル醫療ヲ爲スコト能ハザルトキ

ニ 其ノ他居宅ニ於テハ醫療又ハ助産ノ目的ヲ達シ得ザルトキ

二 看護

イ 病狀重篤ニシテ常時監視ヲ要シ又ハ隨時適當ナル處置ヲ講ズルノ必要アルトキ

ロ 疾病又ハ傷痍ノ爲自用ヲ辨ジ得ズ常ニ介護ヲ要シ醫療上看護人ノ附添ヲ必要トスルトキ

三 移送

イ 醫療又ハ助産ヲ受クル場合ニ於テ步行不能又ハ歩行著シク困難ナルトキ

別記様式 第一號

醫療保護申請書

一 醫療又ハ助産ヲ受クベキ者ノ氏名、生年月日及職業

職業

何

年 月 日 某 生

二 居住地又ハ現在地

ロ 步行ニ因リ病狀ヲ著シク惡化スル處アルトキ

附 則

第八條 本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 救護事務取扱手續中左ノ通改正ス

第四條 削 除

第五條 削 除

第六條 削 除

第八條 削 除

第十條 母子保護事務取扱手續中左ノ通改正ス

第四條 削 除

第五條 削 除

第六條 削 除

第八條 削 除

何市何町大字 何郡何村 番地

三 醫療又ハ助産ヲ受クベキ事由
 何某ハ疾病(傷痍、分娩)シ居レドモ貧困ノ爲醫療(又ハ助産)ヲ受クルコト能ハズ且扶養義務者ナキ(扶養義務者扶養能力ナキ)ニ因ル
 右醫療保護法ニ依リ醫療(助産)保護相受度此段及申請候也

年 月 日

住 所

申請人被保護者トノ續柄

氏

名 印

殿

別記様式 第二號

醫療保護ニ關スル調査報告並意見具申書

- 一 醫療又ハ助産ヲ受クベキ者ノ氏名、生年月日及職業
 - 二 居住地又ハ現在地
 - 三 生活狀況
 - 四 扶養義務者ノ能力ノ程度
 - 五 醫療保護ニ關スル意見
- 右調査報告並意見具申候也

年 月 日

方面委員 氏 名 印

別記様式 第三號

醫療券 交付簿

年 月 日	受 入 枚 數		交 付 枚 數		残 高		交 付 者 氏 名	備 考
	診療券	助産券	診療券	助産券	診療券	助産券		

備 考

- 一 交付簿ハ方面委員毎ニ之ヲ作成スルコト
- 二 備考欄ヘハ各事業者別醫療券ノ受入枚數、交付枚數及制限外支出認可ノ有無等ヲ記入スルコト

告 示

◇鳥取縣告示第七百七十五號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年九月三十日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 江原箕製造販賣業組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ江原箕ノ製造販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名	品目番	規 格	主原材料	最高販賣價格
江原箕	一 號	長 二尺三寸以上 中 二尺二寸以上 深 二尺以上	矢竹、松粉	六、〇〇

同 二 同 同 若竹又ハ篠竹、松粉 五、〇〇

同 三 同 長 二尺二寸以上
中 二尺一寸以上
深 三寸以上 同 四、〇〇

本表價格ハ實需者持込渡トス但シ縣外へ販賣ノ場合ハ製造業者庭先渡トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年九月三十日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第七百七十六號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル人造銀砂ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年九月三十日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

人造銀砂ノ最高販賣價格

島根縣能義郡島田村産

種 別 單 位 最高販賣價格

篩目一分五厘未満	一 匁	二五、〇〇
同 一分五厘以上	同	二三、〇〇

本表價格ハ實需者工場持込渡又ハ米子驛渡ノ價格トス

鳥取縣告示第七百七十七號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年九月三十日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣人造バター販賣業組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一區

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ人造バターノ販賣ヲ爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

銘柄品名

内 容 量

單位

卸賣業者最高販賣價格

小賣業者最高販賣價格

第三號品人造バター	五〇封度樽又ハ函入價格ノ五〇分ノ一	一 封度	〇、四一	〇、五〇
同	一 封度カートン入	一個	〇、四四	〇、五三
同	半封度カートン入	同	〇、二四	〇、二九
同	四半封度カートン入	同	〇、一四	〇、一七

同	1-8 封度カートン入	同	〇、〇九	〇、一一
第四號品人造バター	五〇封度樽又ハ函入價格ノ五〇分ノ一	一 封度	〇、四五	〇、五五
同	一 封度カートン入	一個	〇、四八	〇、五八
同	半封度カートン入	同	〇、二六	〇、三二
同	四半封度カートン入	同	〇、一五	〇、一八
同	1-8 封度カートン入	同	〇、一〇	〇、一二
第五號品人造バター	五〇封度樽又ハ函入價格ノ五〇分ノ一	一 封度	〇、五六	〇、六八
同	一 封度カートン入	一個	〇、六〇	〇、七三
同	半封度カートン入	同	〇、三一	〇、三八
同	四半封度カートン入	同	〇、一八	〇、二二
同	1-8 封度カートン入	同	〇、一一	〇、一四
第六號品人造バター	五〇封度樽又ハ函入價格ノ五〇分ノ一	一 封度	〇、六七	〇、八一
同	一 封度カートン入	一個	〇、七〇	〇、八五
同	半封度カートン入	同	〇、三七	〇、四五
同	四半封度カートン入	同	〇、二一	〇、二六
同	1-8 封度カートン入	同	〇、一三	〇、一六
第七號品人造バター	五〇封度樽又ハ函入價格ノ五〇分ノ一	一 封度	〇、七九	〇、九五
同	一 封度カートン入	一個	〇、八二	〇、九九
同	半封度カートン入	同	〇、四三	〇、五二
同	四半封度カートン入	同	〇、二四	〇、二九

同	1-8 封度カートン入	同	〇、一四
同	五〇封度樽又ハ函入價格ノ五〇分ノ一	一封度	〇、八九
同	一封度カートン入	一個	〇、九三
同	半封度カートン入	同	〇、四八
同	四半封度カートン入	同	〇、二七
同	1-8 封度カートン入	同	〇、一五
同	〇、一八		〇、一八

一 右價格ハ賣主店先渡價格トス
二 銘柄ノ區分ハ左表ニ依ル

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年九月三十日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組會員ノ營業所ニ揭示スベシ

第三號品銘柄又ハ符號

H K 印 (星野)	四 號 (畑口)	A ジャツク印	A A 印 (毛利)
オーエス印三號	K T 印 S 號	トンボ五輪印A號	ミガミ印C號
錨 印	リス印 A 號	二 印 (高橋)	スキス印赤(日本)
國産印 二號	チエリー印四號	サンゴ印 A 號	サンポイ印三號
青リボン印 B 號	スタンダード印	S 印 (加納)	三 號 (中坊)

第四號品銘柄又ハ符號

エツク 印	二 號 (林)	正ちやん 印
ウエル 印	オーエス印四號	K T 印 A 號
虎 印 一 號	メガミ印 B 號	特撰 錨 印
特製リス 印	スワロー印 B 號	青 印
ハネボシ印八號	タンク印 A 號	⊙ 印 (高橋)
國産印 一 號	チエリー印三號	サンゴ印 二 號
青リボン印 A 號	メロン 印	ペストリー(加納)
特 A 印 (林)	テリヤ 印	

第五號品銘柄又ハ符號

パ ン 印	オーエス印五號	K T 印 A A 號	ジラフ印 B 號
OK 印 三 號	メガミ印 A 號	特 號 (山口)	銀 リ ス 印
馬 印	ハネボシ印七號	ハネボシ印 六 號	小山羊印 K 號
タンク印 一 號	銀 印 (高橋)	二 號 (畑口)	ゼルシー印(日本)
國産印 特 號	チエリー印 二 號	黒子 サンゴ 印	サンポイ印 一 號
不 二 印	洋 菓 印	A 號 (加納)	一 號 (加納)
五 號 (中坊)	黄スイス印(中坊)	騎 馬 印	スプリング 印
ブライド 印	特 テリヤ 印	S 印 (島田)	明治人造バターK號

第六號品銘柄又ハ符號

花星印 二 號	オーエス印六號 山頂印	ジラフ印 A 號	二號クレマリー(山口)
---------	-------------	----------	-------------

K 號 (毛利) 小山羊印 X 號 赤ライオン印 A 號 ハネボシ印五號
 ハネボシ印四號 茶字サンゴ印 金印 (高橋) 一號 (畑口)
 チェリー印一號 並ベストリー印(筏) 赤氷山印 赤キング印
 スピード印 B 號 明治人造バター S 印 六號 (中坊) 赤スイス印(中坊)
 クラランド印

第七號品銘柄又ハ符號

花星印 一號 銀ジャック印 ジラフ印 K 號 OK 印二號
 赤ライオン印特 B 號 ハネボシ印三號 代用 (高橋) ヘルメス印四號
 銀チェリー印 毎日印 サンゴ印特 A 號 青氷山印
 青キング印 スピード A 印 キングベストリー印 ゼルシー印(中坊)
 G 印 (林) 明治人造バター M 印 七號 (中坊)

第八號品銘柄又ハ符號

金ジャック印 オイエス印七號 CK 印一號 G 印 (矢谷)
 一號クレマリー(山口) 金ライオン印特號 ハネボシ印二號 ヘルメス印三號
 クラウンマルハ印赤 一號 (毛利) サンゴ印一號 ダリヤ印二號
 白キング印 赤ダイヤモンド印 H 印 (林) 特號 (島田)
 金リス印

◇鳥取縣告示第七百七十八號

昭和十五年十一月鳥取縣告示第八百八十六號中左ノ通改正ス

昭和十六年九月三十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

附記 一ヲ左ノ如ク改ム

一 大口最終販賣價格トハ最終販賣者ガ產地船車乗後倉庫等ニ貯藏保管ヲ爲サシテ實需者庭先又ハ工場持込渡ニテ販賣スル價格ヲ謂ヒ小口最終販賣價格トハ最終販賣者ガ產地船車乗後倉庫等ニ貯藏保管ヲ爲シタル後實需者庭先又ハ工場持込渡ニテ販賣スル價格ヲ謂フ

大口最終販賣價格及小口最終販賣價格ニハ倉入費ヲ含マズ

(參照)

昭和十五年十一月鳥取縣告示第八百八十六號ハ本縣産繩ノ販賣價格指定ノ件ナリ

◇鳥取縣告示第七百七十九號

軍馬資源保護法施行規則第八條並同第十八條ニ依ル昭和十六年軍用保護馬ノ檢定、檢査期日、場所及區域左ノ通定メラル

昭和十六年九月三十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

昭和十六年軍用保護馬檢査實施日割表

檢査期日	郡市區	檢査區	檢査場
十月十九日	岩美郡	大岩村、本庄村、小田村、浦富町、東村、岩井町、浦生村、福部村、網代村、田後村	浦富町家畜市場

同日二十日	鳥取市 岩美郡 氣高郡	鳥取市 倉田村、宇倍野村、面影村、津ノ井村、米里村、成器村、大茅村 神戸村、大和村、美穗村、大正村、湖山村、吉岡村、大郷村、東郷村、明治村 豐實村、松保村、千代水村、末恒村	鳥取市千代河原
同日二十一日	入頭郡	賀茂村、國中村、船岡村、大伊村、國英村、入上村、西郷村、散岐村、隼村、安部村、入東村、丹比村、若櫻町、池田村、上私都村、中私都村、下私都村、大村、用瀬町、佐治村、社村、智頭町、山郷村、河原町、大御門村	河原町 袋河原
同日二十二日	整理日		
同日二十三日	東伯郡	西郷村、日下村、長瀬村、淺津村、橋津村、宇野村、泊村、舍人村、東郷村、松崎村、花見村、小鹿村、三徳村、三朝村、旭村、竹田村、倉吉町、小鴨村、上小鴨村、矢送村、南谷村、山守村、北谷村、高城村、社村、中北條村、上北條村	倉吉町出口河原
同日二十四日	東伯郡	灘手村、下北條村、榮村、大誠村、由良町、浦安村、下郷村、上郷村、古布庄村、入橋町、赤碕町、以西村、成美村、安田村、下中山村、上中山村	浦安村家畜市場
同日二十五日	西伯郡	逢坂村、光徳村、御來屋町、名和村、庄内村、大山村、所子村、高麗村、淀江町、宇田川村、大和村、日吉津村、巖村、大高村、縣村	淀江町家畜市場
同日二十六日	西伯郡 米子市	春日村、大幡村、幡郷村、五千石村、尙徳村、手間村、賀野村、東長田村、上長田村、法勝寺村、大國村、天津村、成賢村、夜見村、富益村、和田村、大篠津村、中濱村、餘子村、上道村、境町、外江村、渡村、崎津村、彦名村	米子市 皆生
同日二十七日	日野郡	二部村、入郷村、溝口町、日光村	溝口町 國民學校々庭
同日二十七日 (午後)	日野郡	江尾村、根雨町、神奈川村、米澤村、日野村	江尾村 舊小學校跡
同日二十八日	日野郡	黒坂町、大宮村、阿毘蘇村、山上村、多里村、日野上村、福榮村、石見村	日野上村 國民學校々庭

同月二十九日 整理日
備考 檢定、檢査開始時刻ハ特ニ通告ナキ限り午前八時ヨリ、午後ハ一時トス

◆鳥取縣告示第七百八十號

森林法ニ依リ左記箇所ヲ保安林ニ編入セントス
昭和十六年九月三十日

字	地番	地目	鳥取縣知事	入	田	三	郎	要編入見込面積	所有者
入頭郡隼村大字西谷	中目谷	原野	町反畝 四三四〇二 步					三〇〇〇 步	隼 村
同 郡同村大字見槻	惠牙ノ谷	同	五二一					三〇〇	森 田 竹 造
同 郡同村大字見槻中	本谷西	山林	九七〇六					七〇〇	森 田 正 一
同 郡若櫻町大字春米	殿ノ奥	原野	一〇一五					一〇〇〇	同
	川端	同	三四九内第一					一三	森 田 辰 藏
	同	同	三八七次四					一〇	奈羅尾 福 藏
	同	同	三九九次二					七	同

同	三八七次二	同	七	森岡	兵太郎
同	三八七次三	同	五	同	
下毛田	四三〇ノ一	同	九	奈羅尾	傳四郎
同	四三〇	田	六一五	一一五	奈羅尾 松太郎

◇鳥取縣告示第七百八十一號

昭和十六年第二回産婆看護婦、保健婦、藥種商試験ヲ左ノ日時場所ニ於テ施行ス

志願者ハ十月二十七日迄ニ願書、自筆履歷書、修業證明書、本籍地市町村長ノ身元證明書(産婆ニ限ル)ノ戸籍謄本若ハ抄本(保健婦ニ限リ傳染性疾患「病原体保有者ヲ含ム」ナキヲ證明セル醫師ノ診斷書)寫眞二葉(最近撮影シタル半身無曇紙)手數料(産婆保健婦各二圓其ノ他各一圓)添付住所地所轄警察署經由提出ノ上當日午前八時迄ニ受験用具携帶出頭スベシ

昭和十六年九月三十日

種別	日	時	鳥取縣知事	入	田	三	郎	場所
産婆學說	十一月十日	午前九時ヨリ	鳥取市西町	縣立鳥取圖書館講堂				
看護婦學說	同月十一日	同	同	同				
看護婦實地	同月十二日	同	鳥取市東町	仁	風	關		
保健婦學說	同月十三日	同	鳥取市西町	縣立鳥取圖書館講堂				
同 實地	同月十四日	同	鳥取市東町	仁	風	關		
藥種商學說	同月十八日	同	同	同				
同 實地	同月十九日	同	同	同				
産婆實地	同月二十五日	同	同	同				

◇鳥取縣告示第七百八十二號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年九月三十日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル 被保險者證交付 年月日	無効トナリタル 年月日
鳥さば 一七	田中茂吉	鳥取市東品治 山陰製箸興業所	一五、七、一一	一六、六、一五
鳥ひは 一七三	中村禮男	鳥取市東品治 日ノ丸商事株式會社	一五、一、一〇	一六、七、一〇
鳥をほ 六三	坂口敏枝	鳥取市片原三丁目 岡田 膳 寫 堂	一五、一二、一九	一六、八、一
鳥ひ 六八八	川光房子	鳥取市東品治 日ノ丸自動車株式會社	一五、九、二七	一六、八、一五
入や 一三	白岩愛藏	八頭郡賀茂村 矢部 製材所	一六、一、二一	一六、七、二〇
日わ 二四四	玉山良錫	日野郡多里村大字多里 若松 鑛 山	一六、六、二五	一六、八、一五
米はと 八	三島正美	米子市道笑町 伯陽 合同運送店	一五、三、一一	一六、九、六
鳥やへ 一	小谷峰光	鳥取市東品治 矢谷 文造製材所	一三、一二、一七	一六、九、九
鳥とへ 三	尾崎 馨	鳥取市三軒屋 鳥取瓦斯株式會社	(大正) 一五、七、二〇	一五、八、二五

岩すへ	一〇	福田鶴市	岩美郡成器村中河原須崎製材所	二、九、二〇	一六、九、六
米はは	九五	清水幸次郎	米子市錦町三丁目八田鐵工所	一三、六、二〇	一六、五、三
八も	三	河原孝藏	入頭郡中私郡村森米穀加工利用工場	一五、二二、一八	一六、七、二五
同	四	山本武夫	同	一五、二二、一八	一六、七、二五
同	一〇	川口もと	同	同	同
同	一一	河崎春藏	同	同	同
同	一二	川戸幾藏	同	同	同
同	一三	山本新松	同	同	同
同	一四	萩原幸八	同	一六、五、六	同
同	一五	萩原みよ子	同	同	同
同	一六	遠藤久子	同	一六、六、一〇	同

◇鳥取縣告示第七百八十三號

醫療保護法施行細則第九條ニ依ル醫師齒科醫師藥劑師及産婆ヲ指定スルコト左ノ如シ

昭和十六年九月三十日

- 鳥取縣醫師會ノ會員
- 鳥取縣齒科醫師會ノ會員
- 鳥取縣藥劑師會ノ會員
- 鳥取縣産婆會ノ會員

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◇鳥取縣告示第七百八十四號

醫療保護法施行細則第十七條ニ依ル調劑藥價ヲ左ノ通定ム

昭和十六年九月三十日

保險院簡易保險局ト日本藥劑師會トノ間ニ締結セラレタル協約書四ノ別表處方箋ニ據ル調劑藥價協定書ノ定ムル額

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◇鳥取縣告示第七百八十五號

昭和七年十月一日鳥取縣告示第四〇三號^{恩賜財團濟生會}鳥取縣救療實施規程及昭和十四年四月二十八日鳥取縣告示第三百三十七號^{恩賜財團濟生會}米子診療所規程ハ昭和十六年九月三十日限り之ヲ廢止ス

昭和十六年九月三十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

正 誤

區 別	頁 段及行	誤	正
昭和十六年八月八日 鳥取縣告示第七百五十五號 ^{恩賜財團濟生會} 及果實ノ最高販賣價格中	一四 一五行目	きよゆうな こまつな かきちしや 其ノ他ノ莢類	五月六月及 十月ヨリ翌 年一月迄
	一五 一一行目	そらまめ (莢附) 五月ヨリ七 月迄 其ノ他ノ月	五月ヨリ七 月迄 其ノ他ノ月
昭和十六年九月九日 鳥取縣告示第七百二十六號 ^{恩賜財團濟生會} 保安林編入中	三 一二行目下段	有 田 吉 治	有 田 吉 次
	四 七行目二段	二、三三二	二、三三二

彙

報

食糧増産と耕地増強

農地造成改良事業
總經費百六十萬圓

(耕地課)

事業は益々長期態勢を強化し、國際事情は刻々緊迫の度を加へてゐる。この重大時局に對して我が國の經濟界は今後東亞圈内の自給が絶対に必要となり、従つて食糧經濟に於ても我々はいよいよその増産に拍車をかけなければならない。

この事態に即應して本縣では從來種々なる施設を講じて目的の達成に邁進してゐるのであるが、今回更に耕地關係として政府助成の下に縣下農地の造成改良による主要食糧増産の方策を樹立し本年度より着手することとなつた。

この事業は市町村又は團體・個人營等によつて實施し、縣はこれを指導監督して一ヶ年乃至五ヶ年を以て完了せしめ、その事業

に對して相當の助成金を交附するものであつて、これによつて本縣に於て年産額米一萬四千石、麥一萬八千石の増産を期して居り總經費百六十萬四千五百圓、これに對する助成金は六十七萬三千參百五十圓に上る大事業であるから、各方面の協力を希望すると共に特に青少年團、學校生徒兒童等の勤勞奉仕により、事業の完成に助力せられて時局下緊要の食糧増産に寄與されるやう切望する次第である。以下この事業の概要を記して各位の積極的協力に資することとする。

一 昭和十六年度起工開墾助成事業

(三年量) 實行豫定

事業費二十六萬九千二百七十圓を以て開田六十三町六反四畝、開畑百三十五町九反、計百九十九町五反四畝を行ふものであつてその地區數は二百六十八・増産見込數量米千四百石、麥二千三百九十八石五斗で、助成金總額十萬七千七百八圓を昭和十七・八・九年度の三ヶ年に助成する。

二 昭和十六年度起工開墾助成事業

(五年量) 實行豫定

潰れ地補充開墾によつて米八百二十石、麥五百三十七石六斗の

増産を期するものであつて、地區數は百十二、開墾地積開田三十七町二反八畝、開畑十七町六反九畝、計五十四町九反七畝、事業費は總額十一萬五千圓、この助成金額四萬六千圓を昭和十七年より同二十一年に亘る五ヶ年に分割助成する。

三 自作農創設

適當なる新地域を開墾して自作農地を造成し、以て食糧増産政策に寄與すると共に各農家の小作農業による生計不安の解消に資せんとするものであつて、今回の開墾による自作農創設豫定人員二百十一名、開墾豫定地積は田九十町九反一畝、畑七十八町一反五畝、計百六十九町六畝である。

右の開墾は本年度より着手して三ヶ年を以て完成し、その開墾費總額三十一萬二千五百圓、これに對して縣は十二萬五千圓を獎勵金として交付するが、これによる増産見込額は米二千石、麥二千二百七十五石である。

四 昭和十六年度起工農用公共施設新設

改良事業實行豫定

右は縣下旱害地方の公共施設たる水利の改良を行つて食糧増産を確保しようとするものであつて、關係地積百町歩以上のものは東伯郡八橋町の集水暗渠、同郡榮村の溜池、同郡社村の水路、西伯郡日吉津村の水路、同郡縣村の溜池、同郡高麗村の集水暗渠、

日野郡八郷村の水路、以上七地區、關係耕地地積一千四百九十七町一反、事業費總額三十一萬五千五百圓、事業割當は昭和十六年より三ヶ年、その助成金十五萬七千七百五十圓、これによる増産見込數量は米三千二百九十三石五斗、麥三千八百九十二石四斗である。

又關係地積百町歩未満のものは水路・集水暗渠・堀抜井戸・溜池・井堰・樋門等殆ど全縣下に亘り、關係耕地地積二千四百九十町九反八畝であつて、事業費總額三十一萬五千五百圓、助成金は十二萬六千二百圓で昭和十六・七年度に行ふものである。増産見込數量米三千二百七十九石八斗九升、麥三千八百六十八石八斗六升。

五 昭和十六年度暗渠排水事業

實行豫定

暗渠は粟石・松丸太・桑葉等によつて構築、實施地區は縣下各地に亘り、施行地積六百六十五町三反、事業費總計二十五萬二千八百圓、この助成金十萬一千二百二十圓、これによる増産見込數量米三千二百石、麥五千二百石である。

六 昭和十六年度床締客土事業

實行豫定

東伯郡天神野組合施行の地積四十町歩床締、及び縣下各地に於て客土により地積三十町歩の土地改良を行つて増産を行ふもので

あつて、事業費總計二萬三千九百三十圓、その助成金九千五百七十二圓、これによる増産見込數量米二百八十石、麥四百五十五石である。

附 農業土木工用牽曳機の貸與

右の如く本縣では耕地の擴張又は改良のため種々の工事を實施することになつたので、縣では今回農業土木工用の牽曳機を設置して工事施行者にこれを貸與することとし、九月十九日鳥取縣告示第七百六十四號を以てその貸與規程を公布した。希望者は該規程により縣耕地課出張所、又は縣農業水利改良事業出張所を経由して申請書を提出されたい。

尙參考の爲貸與すべき機具並に使用料を記すと次の通りである

1 牽 曳 機	床締工事	一反歩當	金九十錢
	犁 起	一反歩當	金一圓四十錢
	犁起及碎土	一反歩當	金一圓八十錢
	堤塘締固工事	一立方米當	金五錢
2 拔 根 機		無	料

銃後奉公強化運動

十月三日から五日間

(社 會 課)

現下の急激なる世界情勢の推移に伴ひ、今や我國は肇國の大理想に基いて銃後國內態勢の整備強化を圖り、支那事變處理の完遂大東亞共榮圈の確立に向つて斷乎邁進すべき秋、縣では軍人援護に關する 勅語の聖旨を奉體し、學國的援護の實を擧げることには皇國臣民の責務たることの趣旨徹底と、緊迫せる現時局下に於ける軍人援護の實踐強化、更に傷痍軍人、歸郷軍人、軍人の遺族家族をしていよ／＼家を整へ生業に勵み、率先銃後の奉公に邁進して一般國民の範たらしめんがため、十月三日を祈願慰靈の日、四日を遺烈の日、五日を援護の實績檢討及び強化の日、六日を激勵慰安修養の日、七日を美德顯彰の日と定め、五日間に亘つて銃後奉公の一大國民運動を展開し、以て軍人援護に關する勅語の聖旨に應へ奉ることとなつた。

實施事項は次の通りである。

一 縣に於ける實施事項

祈願祭、慰靈祭、傷痍軍人接遇に關する協議會、雇傭主懇談會、激勵慰問打合せ會、商工奉仕委員の活動促進に關する協議會、勤勞奉仕の適正實施に關する協議會、慰問袋の發送、映畫會、ラヂオ放送、二名以上戦死者を出したる家庭表彰狀傳達式、ポスターセロフアンの頒布

二 市町村、學校、官公衙、各種團體、會社、工場等に於ける實施事項

勅語奉讀式、默禱、祈願祭、慰靈祭、護國神社參拜・戦死者墓地清掃・墓參、銃後奉公祈誓大會・戦歿軍人・傷痍軍人・出征軍人の勳功事績調査發表、戦歿軍人の遺品・遺墨・寫眞記録等展覽、訓話・修身・習字・作文等に教材として取入れること、慰問文・慰問品の發送、傷痍軍人・軍人の遺族家族激勵慰安會、銃後奉公運動會、傷痍軍人・遺族家族の修養會傷痍軍人・遺族家族の就職斡旋處遇に付き雇傭主と懇談、軍人援護の實績檢討計畫樹立、家業・家事手傳、勤勞奉仕の勵行及び實績檢討計畫樹立、善行者表彰・銃後美談の調査、ポスター・パンフレット等配布、其の他本運動上必要と認める事項

